第一項に規定する特定専門課程をいい、当該専攻科を置く専修学校の特定専門課程に限る。）における教育との連続性に配慮した教育課程を編成していること。

イ　保健師又は助産師の養成を行う専攻科

看護師の養成を行う特定専門課程

ロ　自動車整備士技能検定規則（昭和二十六年運輸省令第七十一号）第二条に規定する一級大型自動車整備士、一級小型自動車整備士又は一級二輪自動車整備士の養成を行う専攻科　同条に規定する二級ガソリン自動車整備士、二級ジーゼル自動車整備士又は二級二輪自動車整備士の養成を行う特定専門課程

ハ　あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師に係る学校養成施設認定規則（昭和二十六年文部省・厚生省令第二号）別表第二専門基礎分野の項第三号に規定する厚生労働大臣の指定したあん摩マッサージ指圧はりきゅう教員養成機関に係る専攻科　あん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師の養成を行う特定専門課程

二　当該専攻科の修業年限の年数と当該特定専門課程の修業年限の年数とを合算した年数が四年以上であること。

三　当該専攻科の単位数と当該特定専門課程の単位数とを合算した単位数が百二十四単位以上であること。

四　第三者評価を行い、その結果を公表していること。

附　則

1　この告示は、令和八年四月一日から施行する。

2　第一条の規定は、この告示の施行の日以後に専修学校の専門課程に入学する者について適用し、この告示の施行の日前に専修学校の専門課程に入学した者については、なお従前の例による。

その他告示

○内閣府告示第百三十三号

重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律（平成二十八年法律第九号）第三条第一項及び第二項の規定により平成二十八年内閣府告示第百六十八号をもって指定した対象施設の敷地及び当該対象施設に係る対象施設周辺地域について、次の対象危機管理行政機関に係る対象施設が対象施設でなくなったため、同条第五項の規定により指定を解除したので、同条第六項の規定により告示する。

令和七年十二月八日

内閣総理大臣　高市　早苗

内閣府の庁舎であって東京都港区赤坂五丁目二番二十号に所在するもの

○法務省告示第百四十七号

公証人法（明治四十一年法律第五十三号）第七条ノ二第一項の規定により、次に掲げる公証人に電磁的記録に関する事務を行わせる。

この告示は、告示の日から効力を生ずる。

令和七年十二月八日

法務大臣　平口　洋

津地方法務局所属　公証人　福田　勝

同　土性　敦

同　緒方　淳

同　羽田野和孝

同　神田　浩行

同　山下　裕之

同　沼田　政行

岐阜地方法務局所属　公証人　鈴木　芳胤

同　朝山　泰秀

同　松山　佳弘

同　坂野　恵美

同　加藤　直人

同　蔦　啓一郎

同　泉代　洋一

福井地方法務局所属　公証人　内田　匡厚

同　丸尾　秀一

同　澤田　竜彦

金沢地方法務局所属　公証人　石原　寿記

同　太田　孝治

同　宮田　誠司

同　髙田　浩

同　谷田部　浩

富山地方法務局所属　公証人　神田　滋

同　草山　哲明

同　小島　直久

佐賀地方法務局所属　公証人　木村　幹人

同　横山　紫穂

長崎地方法務局所属　公証人　根占　聡哉

同　増永　俊朗

同　森　一朋

同　林　健児

大分地方法務局所属　公証人　二宮　宏光

同　土師実千秋

同　柳川　謙二

同　鈴石　勝彦

熊本地方法務局所属　公証人　羽田　豊光

同　橋本　修明

同　内田　武志

同　植田　浩行

同　武野　康代

同　舟川　勝美

同　桂木　正樹

鹿児島地方法務局所属　公証人　古賀　康之

同　馬場　潤

同　中澤　智

○文化庁告示第二十九号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第三十二条の二第一項の規定により、次の表に掲げる重要文化財を管理すべき地方公共団体として広川町を指定したので、同条第三項の規定に基づき告示する。

令和七年十二月八日

文化庁長官　都倉　俊一

名称	員数	指定告示	所有者	所有者の住所	所在の場所
濱口家住宅 附・煉瓦塀	二基	平成二十六年九月十八日文部科学省告示第百三十一号	一般財団法人東濱口家住宅保護財団	和歌山県有田郡広川町広一三〇二番地一	和歌山県有田郡広川町大字広字南市場一二九二番
			広川町	和歌山県有田郡広川町大字広一五〇〇番地	

○農林水産省告示第千八百四十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和七年十二月八日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　解除に係る保安林の所在場所　愛知県豊田市小田木町モチ洗バ三二の五（国有林）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　道路用地とするため

○農林水産省告示第千八百四十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和七年十二月八日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　解除に係る保安林の所在場所　和歌山県海草郡紀美野町長谷宮字柳生谷一〇三四の三、一〇三七の三、一〇四〇の三、一〇四二の三、一〇四六の二

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　指定理由の消滅

○農林水産省告示第千八百五十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和七年十二月八日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　解除に係る保安林の所在場所　長野県飯田市立石一三一五の一九〇

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　道路用地とするため

○農林水産省告示第千八百五十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和七年十二月八日

農林水産大臣　鈴木　憲和

同　川野　達哉

同　伊藤　俊行

同　豊田　英一

同　大野　政徳

同　北野　彰

同　久保　朝則

同　池田　哲郎

同　大澤　晃

同　渡口　鵬

同　植村　幹男

同　中里　直人